

## 日米貿易協定が本県農林水産業に及ぼす影響額の試算結果について

### 1. 算出方法

令和元年12月23日に農林水産省が公表した「農林水産物の生産額への影響について」における試算方法に準拠し、合意内容の最終年における農林水産物の生産額への影響を次の前提により試算

- ・関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目が対象
- ・国内対策の実施により、国内生産量は維持
- ・原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下すると想定し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率の1/2の割合で価格が低下すると想定

### 2. 試算結果

農林水産物の生産減少額

約4.6億円～約9.3億円

生産減少額	
農林水産物	約4.6～約9.3億円
農産物	約4.6～約9.3億円
コメ	除外
牛肉	3.2～6.4億円
豚肉	0.7～1.3億円
鶏肉	0.6～1.3億円
鶏卵	0.1～0.2億円
乳製品	軽微
かんきつ類	0.03～0.06億円
林産物	除外
水産物	除外

【参考：その他の経済連携協定における影響額】

TPP11 約11.0億円から約15.8億円

日EU・EPA 約5.3億円から約10.7億円